

兵庫県告示第 113 号

宝塚市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宝塚市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成17年2月1日からその効力を生ずるものとする。

平成17年2月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	町
小 林	西 山	13の240 13の246 13の247 14の40 14の41 14の44から14の46まで	光ガ丘1丁目

備考 地番は、平成16年10月15日現在の地番である。

兵庫県告示第 114 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、明石市の区域内において、次のとおり、字の設定及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、明石市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年2月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
大久保町 江井島	上 二 又	1314の1 1316の1 1317の一部 1318の一部 1321の1 の一部 1322の1 1323の1 1324の一部 1325の1 1326 の1 1330	大久保町 江井島	二 又
	下 二 又	1334の一部 1335 1337 1351 1353 1355 1356から 1358までの各一部 1359 1361 1362 1363の1 1364か ら1367まで 1368の1 1369の1 1370 1371 1372の1 1373 1374の1 1376		
大久保町 福田	中 島	241の1の一部 242の一部 243の一部 246から250まで		
大久保町 江井島	安 行	1431 1432 1433の1 1433の2 1434 1435 1436の1 1436の2 1437 1438の1 1438の2 1439の1 1440の 2 1440の4 1441の1 1442の1 1443の1 1443の2 1444の1 1444の2 1445の1 1445の2 1446 1447の 2から1447の4まで 1448の2 1448の3 1449の1 1450の1 1454の1 1455の1 1456の1 1456の2 1457の1 1458の1 1459の1 1470の1 1470の2 1472の1 1473の1 1474の1 1474の2 1476の1	大久保町 江井島	三 ッ 矢

魚住町金ヶ崎	川 端	131の1 136の1		
大久保町 江井島	蟹 池	1573の1 1573の3 1573の4 1574の3 1574の4 1575の2から1575の4までの各一部 1589の1の一部 1590の1の一部 1590の2	大久保町 江井島	安 行
	安 行	1462の1 1464の1 1465 1466の1 1467の1 1468の1 1469の1 1482の1の一部 1483から1485まで 1486の一部 1491の一部 1493の一部 1494の一部 1524の一部 1525の一部	大久保町 江井島	蟹 池
	北 端	1673の2 1675の2 1677の2 1678の1 1678の4 1678の5 1682の2 1683の1 1684の1 1684の2 1685 1686の1 1686の2 1687の5 1687の6		
	安 行	1556の1の一部	大久保町 江井島	南 蟹 池
	蟹 池	1557の1の一部 1558から1560までの各一部 1564の一部 1565 ¹⁵⁶⁶ ₁₅₆₇ の1の一部 ¹⁵⁶⁶ ₁₅₆₇ の2の一部 1568から1570まで 1571の一部 1573の2 1575の1 1577の1 1580の1 1581 1581の1 1581の2 1582 1583の1 1583の2の一部 1584の1の一部		
	北 池 下	1692の1 1694から1696まで 1697の1 1698の2 1704の2		
	柳 井 前	1725 1726 1727の1 1727の2 1728の一部 1730の1の一部 1730の2の一部		
	安 行	1545の1 1546の1 1547の1 1549の1 1550の1 1551の1 1552 1553の1 1554の1 1556の1の一部	大久保町 江井島	柳 井 前
	蟹 池	1557の1の一部 1558から1560までの各一部 1561の1 1561の2 1562 1563 1564の一部 ¹⁵⁶⁶ ₁₅₆₇ の1の一部 ¹⁵⁶⁶ ₁₅₆₇ の2の一部 1571の一部		
魚住町金ヶ崎	柳井屋敷	919の1 921の3		
大久保町 江井島	上 二 又	1317の一部 1318の一部 1319 1320 1321の1の一部 1324の一部	大久保町 福田	中 島
	下 二 又	1332 1333 1334の一部 1356から1358までの各一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路等である国有地の全部、変更前の区域に隣接介在する水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字大久保町江井島字北池下1692の1に隣接する大字大久保町江井島字北端の道路である国有地の全部、大字大久保町江井島字北池下1692の1の地先の大字大久保町江井島字北端の水路である公有地の全部は、大字大

久保町江井島字南蟹池に編入する。

備考 地番は、平成16年9月22日現在の地番である。

兵庫県告示第115号

次に掲げる公印を新調し、平成17年2月1日からその使用を開始した。

平成17年2月1日

兵庫県知事 井戸敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県立大学長印（通学証明書用）

兵庫県告示第116号

昭和44年兵庫県告示第448号の3（騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）の西宮市、相生市、龍野市、赤穂市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、市川町及び揖保川町に係る区域の区分の詳細を変更したので告示する。

なお、その区域の区分の詳細を表示する図面を兵庫県健康生活部環境局大気課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成17年2月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第117号

昭和52年兵庫県告示第2265号の2（振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分）の龍野市、赤穂市、三木市、川西市、三田市、加西市、市川町及び揖保川町に係る区域の区分の詳細を変更したので告示する。

なお、その区域の区分の詳細を表示する図面を兵庫県健康生活部環境局大気課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成17年2月1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第118号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、昭和45年兵庫県告示第451号の市島町、昭和45年兵庫県告示第1638号の青垣町、昭和46年兵庫県告示第206号の氷上町、昭和46年兵庫県告示第1824号の春日町、昭和48年兵庫県告示第359号の山南町及び昭和55年兵庫県告示第2541号の柏原町に係る部分を削除する。